

**地域密着型通所介護
介護予防通所介護相当サービス
重要事項説明書**

利用者： _____ 様

事業者：京進のリハビリフィットネス
Pita Lab【ピタラボ】 大津瀬田

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、大津市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年 3 月 22 日大津市条例第 17 号）及び「大津市介護予防訪問介護相当サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防訪問介護相当サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱」の規定に基づき、指定通所介護サービス提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業所の概要

事業者名称	株式会社 京進
代表者氏名	代表取締役 立木 康之
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	京都府京都市下京区烏丸五条下る大坂町 382 番地 1 電話番号:075-365-1500 FAX 番号:075-365-1511
法人設立年月日	昭和 56 年 4 月 2 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	京進のリハビリフィットネス Pita Lab【ピタラボ】大津瀬田
介護保険指定 事業所番号	
事業所所在地	滋賀県大津市大江 2 丁目 30 番 8 号
連絡先 相談担当者名	電話番号:077-526-6701 FAX 番号:077-526-6723 管理者 長井 まどか
サービスを提供 する対象地域	瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北、晴嵐、富士見小学校区
利用定員	15 名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員が、利用者に対し、適切な指定地域通所介護・指定介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。 科学的介護の推進を目指し機能訓練の充実により、利用者の体力向上、健康増進を目指す。
運営の方針	個々の利用者に必要なサービスを提供できるよう、最大限の努力を図る。また必要に応じて市町村、他の居宅サービス事業者、保健医療及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日・時間	月曜日～金曜日 8:15～17:05
定休日	土・日・当月の第 5 平日

その他の休業日	当月の第5平日、夏季休暇(8/15)、年末年始(12/29~1/4)、社内研修日(9/10~9/11)
---------	---

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜から金曜までとする(当月第5平日除く)。その他休業日は別途連絡
サービス提供時間	午前の部 9:00~12:00/午後の部 13:20~16:20
延長サービス提供時間	無

(5) 当事業所の設備の概要

定員	15名	静養室	1室
機能訓練室	1室	相談室	1室
送迎車	2台		

(6) 事業所の職員体制

管理者	長井 まどか
-----	--------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。 	常勤 1名 (兼務)
生活相談員	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 	常勤 1名 (兼務)
看護師・准看護師(看護職員)	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。 	常勤 0名 非常勤 5名 (兼務)
介護職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 	常勤 1名 非常勤 0名

機能訓練 指導員	1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	常 勤 1名 非常勤 5名 (兼務)
運転手	1 送迎サービスを行います。	常 勤 3名 非常勤 5名 (兼務 8名)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

- ① 地域密着型通所介護計画等の作成
- ② 機能訓練
- ③ レクリエーション
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 相談
- ⑦ 家族指導

※食事、入浴はありません。

(2) 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス従業者の禁止行為

地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

別紙「地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用料について」をご覧ください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。 ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。	
	サービス実施日の前営業日の17時までの場合	キャンセル料は不要です。
	サービス実施日の前営業日の17時までに連絡がない場合	1 提供当たりの料金の100%を請求いたします。

③ リハパン・パット代	リハパン 70 円、パット 20 円 (1 枚当たり/税抜)
④ 飲料代	100 円 (1 本当たり/税抜)
⑤ 記録の複写料	20 円 (1 枚当たり/税抜)

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法についてお支払い方法は、口座振替を原則とさせていただきます。

所定の口座振替依頼書に記入の上、サービス担当者にお渡しください。

口座振替をご希望されない方につきましては、毎月、16 日までに前月分の請求を致しますので 27 日までに下記口座にお振込みください。

<p>滋賀銀行 東山支店 普通預金口座（口座番号 427514） 口座名義：株式会社京進 代表取締役 立木康之 ※入金確認後、領収証を発行します。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの催告から 10 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 風邪、病気の際や当日の健康チェック結果、体調が悪い場合、サービスの内容の変更または中止を行うことがあります。その場合は、ご家族や保証人にご連絡の上、適切に対応します。また、速やかに主治医に連絡を取る等、必要な措置を講じます。
- (3) ①サービス利用契約をお客様都合で終了する場合は終了希望日の 1 週間前までに文書等で申し出ください。
 - ②人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は 1 か月前までに文書等で通知いたします。
 - ③以下の場合、双方の通知がなくとも自動的に契約を終了いたします。
 - ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
 - ④その他
 - ・当事業所が正当な理由なくサービス提供をしない場合、守秘義務に反した場合、利用者・ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書等で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - ・利用者が、サービス利用料金の支払いを 2 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず、10 日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中

止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院または病気などにより3か月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者・ご家族などが当施設や当施設の従業員に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書等で通知することにより、即座に契約を終了させていただくことができます。

7 送迎に関するお願い

- ・原則として玄関までのお迎え、お送りを致します。集合住宅の場合、エントランスまでと致します。
- ・身体的、環境的等の諸事情がある場合は、利用者・ご家族と話し合いを行い、提供できる範囲の送迎サービスを提供させていただきます。
- ・送迎時間につきましては、交通事情などで10分以上到着が遅れる場合がございます。その場合は事業所より電話連絡いたします。
- ・ご利用者の体調不良を除き、準備ができていない場合は、他の利用者に迷惑をかけるため、長時間待機はできません。ご協力をお願いします。
- ・乗車中は安全確保のため、全席シートベルトの着用をお願いします。
- ・事前に決められた場所以外での乗降は応じられませんこと、予めご了承ください。
- ・自己通所される場合は施設に到着するまで、またはご自宅に帰宅されるまでの事故については責任を負いかねます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	荒川 浩平
虐待防止に関する担当者	山村 香湖

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (6) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らすことはありません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>③ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

関連医療機関	所属医療機関名称	
	利用者の主治医	
	電話番号	
	所在地	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	電話番号	
	住所	

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン株式会社
保険名	ウォームハート（介護事業者・福祉事業者向け賠償責任保険）
補償の概要	<p>介護保険法、障害者総合支援法、社会福祉法における指定事業者向けの保険 下記①～⑧の事業活動におけるリスクを包括的に補償。</p> <p>① 業務遂行に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故 ② 施設の所有、使用または管理に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故 ③ 生産物や業務の結果に起因する身体障害・財物損壊による賠償事故 ④ 受託物の損壊等 ⑤ 臨時借用自動車による対人事故・対物事故 ⑥ プライバシーの侵害等による人格権侵害・宣伝障害 ⑦ 身体障害・財物損壊を伴わない経済的損失 ⑧ 介護サービス利用者の徘徊による、身体障害・財物損壊を伴わない使用不能損害（鉄道事故など）</p>

13 心身の状況の把握

指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている

環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約が完結した日から2年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
災害対策に関する担当者 職：機能訓練指導員 氏名：山村 香湖
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：(毎年2回 6月・12月)

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 指定通所介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (6) 食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (7) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者

の窓口】のとおり)

- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
 - ・管理者は、職員等に事実確認を行います。
 - ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定します。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社京進 お客様相談センター	京都市下京区烏丸五条下る大坂町 382 番地 1 電話 075-365-1526 フリーダイヤル 0120-552-979 Eメールアドレス ask1@kyoshin.co.jp 平日 11:00~19:00 担当者：久保 克己
大津市健康保険部 介護保険課	大津市御陵町 3 番 1 号 電話 077-528-2753 平日 9:00~17:00
滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険課	大津市中央四丁目 5 番 9 号 電話 077-510-6605 平日 9:00~17:00

20 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	無
実施した評価機関の名称	無
評価結果の開示状況	無

説明年月日 令和 年 月 日

当事業所は、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、本書面に基づいて地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービスのサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

【事業者】 所在地 京都府京都市下京区烏丸通五条下る大坂町 382 番地 1
名称 株式会社 京進
代表者名 代表取締役 立木 康之

【事業所】 所在地 滋賀県大津市大江 2 丁目 30 番 8 号
名称 京進のリハビリフィットネス Pita Lab【ピタラボ】大津瀬田
事業所番号 ●●●●●●●●●● 大津市

【説明者】 氏名 _____
職名 _____

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

【利用者】 氏名 _____
住所 _____

私は、重要事項説明書に基づいて、利用者に代わり重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

【代理人】 氏名 _____ (続柄 _____)
住所 _____

地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス利用料（別紙）

令和7年4月1日

当社が提供する通所介護サービスの利用料、ご利用者にご負担頂く金額は次の通りです。
 なお、この金額は厚生労働省及び大津市長が公示した介護保険の利用料に基づくものです。

【負担額】利用者の負担割合に応じた額になります。

【利用料金表】介護給付費単位数

① 通所介護利用料金（1回につき）

	利用単位数	介護報酬総額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
事業対象者・ 要支援1 (月4回まで)	436単位	4556円	456円	912円	1367円
事業対象者・ 要支援2 (月8回まで)	447単位	4671円	468円	935円	1402円

※上記記載の利用回数を超える場合は、算定単位が変わります。

3時間以上4時間未満

要介護度	利用単位数	介護報酬総額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
要介護1	416単位	4347円	435円	870円	1305円
要介護2	478単位	4995円	500円	999円	1499円
要介護3	540単位	5643円	565円	1129円	1693円
要介護4	600単位	6270円	627円	1254円	1881円
要介護5	663単位	6928円	693円	1386円	2079円

② 加算・減算

加算名称	単位数	介護報酬総額	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	自己負担額 (3割)
個別機能訓練Ⅰ (イ)	56単位/日	585円	59円	117円	176円
個別機能訓練Ⅱ	20単位/月	209円	21円	42円	63円
科学的介護推進体制 加算	40単位/月	418円	42円	84円	126円
ADL維持等加算	30単位/月	313円	32円	63円	94円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の8.0%を加算				

送迎減算	-47 単位/ 片道	-491 円	-50 円	-99 円	-148 円
------	---------------	--------	-------	-------	--------

- ※ 個別機能訓練加算（I）は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
- ※ ADL 維持等加算は、一定期間に当事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
- ※ 利用者に対して送迎を行わない場合は、片道につき利用料が 491 円（利用者負担額：1 割 50 円、2 割 99 円、3 割 148 円）減額されます。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 基本利用料金に加算・減算がある場合は、金額の端数処理の関係で合計金額が変わる場合があります。